

令和4年度 神戸市放課後児童クラブ(学童保育) 利用料減免(減免取消)申請書

記載見本

令和 3 年 2 月 1 日

神戸市長宛

申込者※1 (保護者) フリガナ 名前 コウベ タロウ 神戸 太郎

住所 〒 6 5 0 - 0 0 3 2

神戸市 中央 区 伊藤町111

電話 078 - 381 - 5533

(携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

1

- ・ 日付：申請書記入日
- ・ 申込者：学童クラブ「入会申込者」と同一保護者名

次のとおり、令和4年度利用料の減免(減免取消)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

児童※2	フリガナ 名前	コウベ ハナコ 神戸 花子	生年月日	平成 23 年 1 月 1 日	性別	男・女 <input checked="" type="radio"/>
	フリガナ 名前	コウベ ジロウ 神戸 二郎	生年月日	平成 25 年 2 月 1 日	性別	男・女 <input checked="" type="radio"/>
	フリガナ 名前		生年月日	平成 年 月 日	性別	男・女
入会する(入会している)放課後児童クラブ		神戸 児童館 ・ 学童保育コーナー				

申請理由 (左欄に○を記入してください。)

必要資料

減免後の金額

生活保護受給世帯

市民税非課税の世帯のうち 母子・父子家庭

所得税非課税世帯

※平成22年度税制改正前の扶養控除の適用をした場合に非課税扱いになる世帯を含む(裏面をご一読ください)

市内で放課後児童クラブを変更す

減免の取消しを申請します。※5 (取消理由：)

- ・ 学童クラブに入会される児童のみご記入ください。
- ・ 同じ学童クラブに入会される兄弟・姉妹の場合は併記が可能
- ※違う学童クラブを利用される場合は、申請書を2枚に分けて記入してください。(必要資料は1部で可能)

児童扶養手当証書の写しまたは、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し ※延長利用料を含む左記①②の資料両方が必要です。

- ・ 該当の申請理由に○を記入してください。
- ※市内で学童クラブを変更する場合で、減免を引き続き適用を受けようとする場合は、必ず申請が必要となります。提出がない場合は、変更先の学童クラブでは減免が適用されません。
- ※減免理由に該当しなくなった場合は、取消の申請が必要となります

※1 申込者は、放課後児童クラブ入会申込者と同じ保護者としてください。

※2 兄弟姉妹で同一クラブに入会して減免を申請される場合は、申請される児童全員をご記入ください。

なお入会クラブが異なる場合は、別々に申請してください。

※3 「市民税非課税証明書」：令和3年1月1日にお住まいであった市区町村の役所(住民税担当)で発行されたもの。年度にご注意ください

※4 市内で学童保育を変更し、引き続き減免の適用を受けようとする場合は、必ず新たに減免申請をしてください。

なおこの場合、前のクラブでの減免理由と同じであることが条件です。(添付書類は不要ですが、お住まいの区が変わることによって生活保護適用証明書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証等も変わる場合は、新しい証明書の提出が必要です。)

※5 減免決定後に減免理由に該当しなくなった場合は、取消申請を速やかに提出してください。

◎この情報は、学童保育事業以外の目的には使用しません。

(裏面)

平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合の非課税扱いについて

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、神戸市放課後児童クラブの減免制度では、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして扱います。

したがって、令和3年分所得税が課税されていても、再計算により、非課税扱いとして減免対象になる場合があります。該当する場合は、本紙表面の減免申請書に必要事項を記入するとともに、下記扶養親族申告書※に18歳以下（令和3年12月31日時点）の扶養親族を必ず記入のうえ、所得の分かる書類（源泉徴収票又は所得税確定申告書の写し）を添えて申請してください。

なお、扶養親族申告書の記入がない場合、再計算ができなくなり、非課税扱いとして減免決定できなくなりますので、あらかじめご了承ください。

【参考】平成22年度税制改正により廃止になった扶養控除

年少扶養控除 380,000円×16歳未満（0～15歳）の扶養親族の数
特定扶養控除上乗せ分 250,000円×16～18歳の扶養親族の数

※「所得税非課税世帯」で申請される方は必ずご記入ください

4

※扶養親族申告書

令和 年 3 月 2 日 1

- ・日付：申請書記入日
- ・申込者：表面と同一の申請者を記入

申込者
(保護者) フリガナ コウベ タロウ
神戸 太郎

令和3年12月31日時点で、18歳以下（平成15年1月2日～令和3年12月31日生）の方全員を記入してください。

フリガナ 名前	続柄	生年月日	性別	同居 別居	税法上 扶養者
コウベ ハナコ 神戸 花子	子	H23・1・1	男・ 女	同 ・別	父 ・母
コウベ ジロウ 神戸 二郎	子	H25・2・1	男 ・女	同 ・別	父 ・母
コウベ サブロウ 神戸 三郎	子	H29・1・1	男 ・女	同 ・別	父 ・母

5

- ・申請理由が「所得税非課税世帯」にあって、18歳以下の扶養者がいる場合は全員記入してください。
- こちらに記入がない場合は、再計算ができなくなり、再計算により、「非課税扱い」となる場合であっても、「非課税扱い」として減免決定ができなくなります。